

登録 ID : 62675

青 障 号 外
平成 3 1 年 2 月 1 5 日

報 道 機 関 各 位

青森県健康福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業者の指定取消しについて

県は、平成 3 1 年 2 月 2 8 日付けで、別添のとおり、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消しましたので、お知らせします。

報道機関用提供資料	
担当課・担当者	障害福祉課 障害福祉事業者グループ 工藤副参事（GM）
電 話 番 号	内線 6329 直通 017-734-9308
報 道 監	健康福祉部 楠美次長 内線 6203

児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定取消しについて

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）に基づき、下記のとおり指定障害児通所支援事業者の指定を取り消した。

記

- 1 開設者 特定非営利活動法人クレール
- 2 所在地 青森市大字野内字菊川160番地39
- 3 事業所名称 クレール
- 4 事業所所在地 青森市造道三丁目2番地6号
- 5 指定取消年月日 平成31年2月28日
- 6 指定取消しの理由

特定非営利活動法人クレールは、平成29年2月2日から同年10月16日までの間、法第21条の5の3第1項の指定に係る障害児通所支援事業を行う事業所において法第21条の5の2第3号の放課後等デイサービスを提供していないにもかかわらず、不正に障害児通所給付費を請求し、及び当該不正の請求に関し、当該障害児通所支援事業を行う事業所における障害児の虚偽のサービスの提供の記録を作成した。このことは、法第21条の5の24第1項第5号の規定に該当するものである。

7 参考

指定取消通知と併せて、返還額の算定（障害児通所給付費671,970円、障害児通所給付費に100分の40を乗じて得た額268,788円の合計940,758円）についても通知しています。